

伯耆町開発事業指導要綱の運用について

第1 趣旨

「伯耆町開発事業指導要綱」（平成17年告示第6号、以下「要綱」という。）の運用に関し必要な事項を定める。

第2 運用基準

1 運用事業（要綱第4条）

- (1) 開発区域面積が2,000平方メートル未満で、町長が必要と認めた事業とは、廃棄物の処理場並びに集積所、工場等の事業所、マンション、アパート等の集合住宅について、災害及び公害防止、自然環境の保全並びに文化財の保護に対する措置が必要と町長が認めた場合において適用する。一般住宅、別荘、保養所、店舗等については、開発事業の協議（要綱第5条）を省略し、個別法により処理する。
- (2) 農地法第5条に基づく許可を得た土地について、転用後において土地の利用目的を変更する場合には、あらかじめ農業委員会の事業計画の変更の承認を得た後に、開発事業の計画書を提出すること。ただし、登記簿の地目変更後10年を経過した土地については、この限りでないものとする。

2 自治会の編入（要綱第5条）

- (1) おおむね30区画未満の住宅地については、その住宅地の所在する在来の自治会に編入されるよう、自治会の同意が得られていること。
- (2) おおむね30区画以上の住宅地については、独立した自治会を組織できるものとし、所在する在来の自治会と協議の結果、編入同意が得られた場合は、在来の自治会に編入する。

3 地元の同意（要綱第5条）

- (1) 地元の同意は、関係自治会の代表者並びに関係水利者の代表者の同意とし、条件付き同意を含むものとする。
- (2) 地元の同意を必要とする範囲は、取水、排水、自治会編入に関する事項並びに農地法、国有財産法等の関係法令に基づく同意を必要とする事項とする。
- (3) 地元の代表者は、開発事業に関する不同意の理由を書面にて町長へ提出するものとする。

る。

4 処分期限（要綱第5条）

要綱第5条に規定する6週間の期間内において、開発事業計画の協議書の内容について、書類の不備及び部分的な是正の指導を行っているときは、その期間を延長することができるものとする。

5 文化財の保護（要綱第6条）

開発事業者は、あらかじめ開発区域の文化財の有無及びその取扱いについて、伯耆町教育委員会と協議しなければならない。

6 開発事業計画の変更協議（要綱第8条）

(1) 開発事業計画の変更協議の対象となるものは次のとおりであり、これ以外のものは簡易な変更として取り扱うものとする。

ア 開発区域が拡大される場合で、その増加する面積が変更前の30パーセントに相当する面積以上となる変更。

イ 開発事業目的の変更。

ウ 開発事業の内容及び関連施設計画の著しい変更。

エ 開発事業者の変更。